

坂出市医療機関等物価高騰対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関等に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付することで、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者であって、市長が適当と認めるものとする。

(1) 令和7年6月1日時点において、別表に定める施設等を市内において運営していること。

(2) 第4条の申請日時点において、前号に掲げる施設等を休止していないこと。

(3) 令和7年4月1日から第4条の申請日までの間のいずれかの月に、当該施設等において医療サービスに係る給付等の実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象外とする。

(1) 国および地方公共団体

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めた者

(給付金の額および交付回数)

第3条 給付金の額は、別表に定める額とし、交付回数は、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂出市医療機関等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めたときは、坂出市医療機関等物価高騰対策支援給付金交付決定・確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定・確定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に給付金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 給付金を申請の目的以外に使用したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した給付金の交付を受けた者があるときは、当該給付金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した給付金に係る第6条および第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第 2 条，第 3 条関係）

施設区分	給付金の単価（1 施設あたり）
病院（保険医療機関に限る。）	3 6 0， 0 0 0 円
有床診療所（保険医療機関に限る。）	1 8 0， 0 0 0 円
無床診療所（保険医療機関に限る。）	9 0， 0 0 0 円
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。※ 1）	5 0， 0 0 0 円
助産所	5 0， 0 0 0 円
薬局（保険薬局に限る。）	2 5， 0 0 0 円
施術所（※ 2）	2 5， 0 0 0 円

備考

※ 1 訪問看護の指定事業者で坂出市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金の交付を受けている者を除く。

※ 2 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 2 1 7 号）第 9 条の 2 第 1 項もしくは第 9 条の 3 または柔道整復師法（昭和 4 5 年法律第 1 9 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づく届出を行っているものをいう。一方、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はりまたはきゆうを業とする施術所と、柔道整復を業とする施術所を併設している場合は、いずれか 1 施設に限り交付対象とする。また、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 7 条第 1 項に規定する療養費の対象となる施術実績がある施術所または施術者に限る。